

特別養護老人ホーム 梅花苑

併設型ユニット型指定短期入所生活介護

重要事項説明書

併設型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

当施設はご利用者に対して併設型ユニット型指定短期入所生活介護サービス及び併設型ユニット型指定介護予防生活介護（以下、「短期入所生活介護サービス」及び「介護予防短期入所生活介護サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人嘉耶の会
- (2) 法人所在地 奈良市大和田町2226番地
- (3) 電話番号 0742-52-0221
- (4) 代表者氏名 理事長 井村龍磨
- (5) 設立年月 平成19年7月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 併設型ユニット型指定短期入所生活介護事業所
併設型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所
(奈良県知事指定 2970104200号)
- (2) 事業の目的 ご利用者の心身の特性をふまえて、ご利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 梅花苑
- (4) 施設の所在地 奈良市大和田町2226番地1
- (5) 電話番号 0742-52-0221
- (6) 施設長氏名 広岡 啓一朗（安全対策担当者）
- (7) 開設年月 平成20年6月1日
- (8) 入所定員 ユニット型10人(他に、空室型あり)
- (9) 当施設の運営方針
 - ー おひとり おひとりの 心と身体に寄り添う介護 ー を目指して、以下の方針に基づき運営します。
 - ・ 福祉サービス利用者の人権尊重
 - ・ 秘密保持
 - ・ 福祉サービス利用者の個別性の尊重、自己選択の重視、受容と傾聴
 - ・ 梅花苑における職業倫理の実現
 - ・ 専門的知識、技術の向上
 - ・ 社会に対するアクション、多職種連携

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

個室にて在宅に近い環境で、ご利用者一人ひとりの個性・生活のリズムに沿い、また、他者との人間関係を築きながら日常生活を送っていただけるよう、設備を整えました。

※ ユニットごとの定数等（全7ユニット：短期入所生活介護用は内1ユニット）

居室・設備の種類	室数（特養）	備考
個室（1人部屋）	10（60）	ナースコール・エアコン・ベッド・タンス
居間・食堂	1（6）	共同生活コーナーとして利用、床暖房
キッチン	1（6）	
浴室	1（6）	三方介助ユニットバス

※ ユニット外定数等

相談室	1	
浴室	1	特殊浴槽
医務室	1	
厨房	1	

居室に関する特記事項

居間・食堂は、皆様いつでもご利用いただけます。

(2) 滞在に関する費用

滞在費は介護保険制度の給付対象とならないため、ご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

短期入所生活介護サービス及び予防短期入所生活介護サービスを一体的に提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]

配置人数は最低基準とし、必要に応じて増員します。

職種	配置人数	主な職務
施設長（管理者）	1名	
医師	1名	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
介護支援専門員	1名	ご利用者にかかる短期入所生活介護計画、予防短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員	1名	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	常勤換算法で看護職員と合わせて3対1以上	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	2名	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
機能訓練指導員	1名	ご利用者の機能訓練を担当します。
管理栄養士	1名	ご利用者の栄養管理をします。

上記の人員体制は、人員配置基準Ⅰ型（利用者：職員＝3：1以上）、夜間条件基準型の体制とします。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常、介護保険負担割合証に記載された割合の額を減じた額相当分）が介護保険制度から給付されます。

[サービスの概要]

① 短期入所生活介護計画、予防短期入所生活介護計画の立案

概ね4日以上にわたり継続して入所することが予想されるご利用者については、介護支援専門員等が、サービス内容等を記載した【短期入所生活介護計画書】【予防短期入所生活介護計画書】の原案を作成し、ご利用者またはそのご家族に対して説明し文書により合意を得るものとします。

② 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- ・食事時間はおおよそ目安として以下の時間帯とします。

朝食 8:00～
昼食 12:00～
夕食 18:00～

} ご利用者個人のペースに合わせて対応させていただきます。
ただし、衛生管理上、大幅な延滞（概ね2時間）が生じた場合は廃棄させていただく場合があります。

③ 入浴

- ・1週間に2回以上とします。
- ・入浴前に体温と血圧測定を行い、状態によっては入浴を中止し清拭等にて代替させていただきます。

④ 介護

- ・短期入所生活介護計画、予防短期入所生活介護計画に則り、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が日常的な健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう援助します。

(2) 介護保険給付の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

[サービスの概要]

- ① 食事費…食材料費及び調理費についてご負担いただきます。
- ② 滞在費
- ③ 日常生活消耗品費
- ④ おやつ代…1日に2回（午前と午後）に提供します。
- ⑤ 特別な食事…年間を通じて、季節感あふれる元旦の御節料理、花見の松花堂弁当、敬老祭の松花堂弁当、及び季節鍋料理等を提供します。（通常の食事費に料金が加算されます。）
- ⑥ 持ち込み電気器具使用料…テレビ、ラジオ等の電気器具をお持ち込みになる場合にかかります。
- ⑦ 記録物コピー代…介護記録等のコピーが必要な場合にかかります。
- ⑧ 個別に参加を募る特別なレクリエーションやクラブ活動にかかる交通費や材料代等実費をご負担いただきます。
- ⑨ インフルエンザ等の予防注射代…ご希望の場合、実費をご負担いただきます。
- ⑩ その他、個別で必要とする物（ただしオムツを除きます）については、ご利用者に全額をご負担していただくか、お持込みをお願いします。

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、月末締めで翌月の18日頃より請求書を送付しますので内容をご確認の上、25日までに次の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ① 指定口座からの引き落とし または ② 施設指定口座へのお振込み
- ※手数料等の諸費用はご利用者負担となります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員(ケアマネジャー)等にご相談下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は毎月24日～26日の間に当月の3ヶ月先までご予約頂けます。

(2) 医師の意見書

初回サービス利用時には、ご利用者の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師より発行してもらう医療情報提供書をご提出いただきます。

(3) サービス利用契約の終了

① ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護サービス及び予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所、医療機関に入院した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用の一時中止

ア ご利用者が利用開始予定日の前日 17 時までには通知することなく、サービスの中止をした場合、1 日分のサービス費の 1 割と 1 日分の食費・滞在費をお支払いただきます。ただし、サービス利用直前にご利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス中止の場合はキャンセル料の請求はしないものとします。

イ 欠食を希望される場合は、5 日前までにご利用者及びご家族様より中止の申し入れがあった場合、その食事費用は徴収しないものとします。

④ その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を 90 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、即座に契約を終了させていただくことがあります。
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、90 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。
- ・ご利用者やご家族などが当施設および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為や反社会的行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態が急変した場合及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに適切な初期処置を行い、ご利用者の主治医または事業者の協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、身元引受人に連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

8. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。また、協力医療機関や連携施設等との支援体制について定期的に確認を行うものとします。

9. 事故発生時の対応

① サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、当該関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止の措置を講じます。サービス提供により賠償すべき重大な事故が発生した場合は双方協議の上、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

② 事故の発生又は再発を防止するための措置を適切に実施する安全対策担当者を設置する。(2- (6))

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について

関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者又はご家族の求めに応じてその内容を閲覧及び謄写し、開示します。又、ご利用者及びご家族の情報の使用に関しては、予め別紙個人情報利用同意書により同意の上使用させていただきます。

11. 個人情報の保護について

当事業者の職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持します。また、当事業者は職員であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とします。

12. 損害賠償について

当事業者は損害賠償保険に加入しています。但し、当事業者に過失が認められる場合は、損害賠償保険にて対応しますが、当事業者に過失が認められない場合においては、責任を負わないものとします。当事業者に重過失や明らかな過失がない場合は、責任を免除されることや、賠償額を減額されることがあります。

当事業者が加入している保険はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険です。また、送迎中の車両の事故に関しましては、車両の自賠責保険及び任意保険にて対応するものと致します。

1 3. 身体的拘束について

当施設では、ご利用者の身体的拘束を行わないことを原則としています。

ただし、ご利用者または他のご利用者の生命又は身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。その場合は、その態様、時間、心身状況及び理由を記録します。また、ご家族の承諾を得るものとします。

1 4. 高齢者虐待防止について

当施設では、ご利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 5. ハラスメント防止

職員や利用者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。

具体的には、被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で応対させない等）や被害防止のための取り組み（定期的な周知やマニュアル作成、研修の実施等）を行います。

1 6. ハラスメントや苦情の相談受付について

(1) 当施設におけるハラスメントや苦情の相談受付

当施設におけるハラスメントや苦情のご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ハラスメント・苦情受付窓口担当者 介護支援専門員 吹田 知恵
- ・ハラスメント・苦情解決責任者 施設長 広岡 啓一郎
- ・受付電話番号 0742-52-0221
- ・受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

また、ご意見箱を事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奈良市役所 福祉部介護福祉課	所在地 奈良県奈良市二条大路南1丁目1番1号 電話番号 0742-34-5422
奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係	電話番号 0744-29-8311 フリーダイヤル 0120-21-6899
奈良県社会福祉協議会	電話番号 0744-29-0100

(3) 第三者委員

- | | | | |
|-------|-------------------|------|--------------|
| 安宅 吉昭 | (社会福祉法人 嘉耶の会 評議員) | 電話番号 | 0774-94-3261 |
| 奥村 圭司 | (社会福祉法人 嘉耶の会 評議員) | 電話番号 | 0743-65-0564 |

1 7. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 品物により、お持ち込みの制限をさせていただく場合があります。
その他 ・ペットの持ち込みはお断りします。
・多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。
- (2) 施設内の喫煙スペース以外では喫煙できません。
- (3) 騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないでください。
- (4) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (5) ご利用期間外のお荷物の保管は承れません。
- (6) ご利用者の離棟防止等安全確保のため、入所時に顔写真の撮影をさせていただく場合があります。

18. 第三者による評価（外部評価）実施状況

外部評価の実施	なし
外部評価の実施日（直近）	—
外部評価実施機関	—
外部評価結果の公表	—
外部評価結果の公表方法	—

19. その他運営についての重要事項

- (1) 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、食事費等の介護保険の給付対象外のサービスについて、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に文書でご説明し、同意を得ることとします。

20. 特記事項

21. 付則

令和元年10月1日から実施します
 令和3年4月1日一部修正
 令和3年8月1日一部修正
 令和3年10月1日一部修正
 令和4年10月1日一部修正
 令和6年4月1日一部修正
 令和6年6月1日一部修正
 令和6年8月1日一部修正

【重要事項説明書別表】

1. 介護保険法が定める法定料金

(1) 基本サービス利用料金（併設型短期入所生活介護費Ⅰ・夜間条件基準型）

要介護度	1日あたりの 単位数	1日あたりの自己負担額（円）		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529	547	1,093	1,640
要支援2	656	678	1,356	2,033
要介護1	704	728	1,455	2,182
要介護2	772	798	1,595	2,393
要介護3	847	875	1,750	2,625
要介護4	918	949	1,897	2,845
要介護5	987	1,020	2,040	3,059

(2) 加算料金等 ※必要な支援を行った場合、状況に応じて加算されます。

サービス内容	単位数	1回あたりの自己負担額（円）		
		1割負担	2割負担	3割負担
生活相談員配置等加算（1月につき）	13	14	27	41
生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	100	104	207	310
生活機能向上連携加算Ⅱ1（1月につき）	200	207	414	620
生活機能向上連携加算Ⅱ2（1月につき）	100	104	207	310
機能訓練体制加算（1日につき）	12	13	25	37
個別機能訓練加算（1日につき）	56	58	116	174
看護体制加算Ⅰ（1日につき）	4	5	9	13
看護体制加算Ⅱ（1日につき）	8	9	17	25
医療連携強化加算（1日につき）	58	60	120	180
看取り連携体制加算（死亡日及び以前30日以内/1日につき）	64	67	133	199
夜勤職員配置加算Ⅱ（1日につき）	18	19	38	56
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）	200	207	414	620
若年性認知症利用者受入加算（1日につき）	120	124	248	372
送迎加算（片道）	184	190	381	571
緊急短期入所受入加算（7日（14日）を限度）	90	93	186	279
長期利用者提供減算（1日につき）	-30	-31	-62	-93
口腔連携強化加算（月1回限度）	50	52	104	155
療養食加算（1回につき/1日に3回を限度）	8	9	17	25
在宅中重度者受入加算1（1日につき）	421	433	865	1,298
在宅中重度者受入加算2（1日につき）	417	431	862	1,293
在宅中重度者受入加算3（1日につき）	413	427	854	1,280
在宅中重度者受入加算4（1日につき）	425	439	878	1,317
認知症専門ケア加算Ⅰ（1日につき）	3	3	7	10
認知症専門ケア加算Ⅱ（1日につき）	4	5	9	13
生産性向上推進体制加算Ⅰ（1月につき）	100	104	207	310
生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月につき）	10	11	21	31
サービス提供体制加算Ⅰ（1月につき）	22	23	46	69
サービス提供体制加算Ⅱ（1月につき）	18	19	38	56
サービス提供体制加算Ⅲ（1月につき）	6	7	13	19
介護職員処遇改善加算Ⅰ（1月につき）	所定単位数×140/1000（小数点以下四捨五入） ×10.33円の1割、2割又は3割			

(3) 上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

※高額介護居宅支援サービス費の支給

1ヶ月の介護サービス費自己負担の合計額が所得に応じた法定上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

2. 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別にご利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

(1) 食事費

1日あたり 1,530円（朝食280円、昼食650円、夕食600円）

※食事費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

(2) 滞在費

1日あたり 2,750円

※滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

所得段階	滞在費負担額	食事費負担額	(内)朝	(内)昼	(内)夜
第1段階	880円	300円	50円	120円	130円
第2段階	880円	600円	110円	250円	240円
第3段階①	1,370円	1,000円	180円	430円	390円
第3段階②	1,370円	1,300円	240円	550円	510円
第4段階	2,750円	1,530円	280円	650円	600円

※やむを得ず連続しての30日を超えたご利用の際の31日目の食費及び滞在費は減免措置の対象外（自費）となります

(3) 日常生活費

サービス項目	内 訳	料 金
日常生活消耗品代	シャンプー&リンス、ティッシュペーパー、ハンドソープ等	160円/日
教養娯楽費	レクリエーション作品を居室・共同生活室等に掲示・陳列するための材料費等	60円/日

※その他、個別で必要とする物（ただしオムツを除きます）については、ご利用者に全額を負担していただきます。

(4) おやつ代

1日に2回（午前と午後）提供します。1食あたり100円をお支払いいただきます。

(5) 通常の実施地域を超える送迎費、及び、自宅以外の入退所送迎費については、片道1回当たり実費をいただきます。自動車を使用した場合は次の額とします。

<実費の場合>

- ・実施地域外から概ね10km未満 1,000円
- ・実施地域外から概ね10km以上 1km毎に 100円

<送迎加算のある場合>

- ・実施地域を越える1km毎に 100円

(6) 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
クラブ活動	個別参加を募るクラブ活動（内容未定）	実費をご負担 いただきます
レクリエーション	個別参加を募る特別なレクリエーション	実費をご負担 いただきます
レンタルテレビ	ご希望があれば居室に設置します	200円/日 （電気代50円込）

持ち込み電気器具使用料	テレビ、ラジオ等の電気器具をお持ち込みになる場合にかかります	50円／日 1台につき
-------------	--------------------------------	----------------

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

(7) 追加的費用

追加費用	サービス内容	料 金
特別食	特別献立及び特別食材を提供	500円／食
予防注射代	インフルエンザ等の予防接種	実費をご負担いただきます
診療費・お薬代等		医療保険自己負担額をご負担いただきます。

(8) 文書料

サービス項目	サービス内容	料 金
コピー代	記録物でコピーした場合	1枚10円

(9) キャンセル料

- ①ご利用者が利用開始予定日の前日17時までには通知することなく、サービスの中止をした場合、1日分の基本サービス料自己負担額と1日分の食事費・滞在費を支払うものとします。ただし、サービスご利用直前にご利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス中止の場合はキャンセル料の請求はしないものとします。
- ②食事の3時間前までに、ご利用者から中止の申し入れがあった場合、その食事費用は徴収しないものとします。